

京都議定書

2001 年 5 月 9 日
中西心紀、吉田紗知

.(COP3) 京都議定書までの流れ

1995 年 3 月第 1 回締約国会議 (COP1)
ベルリンマンデート
1997 年に開催される COP3 を目標に
排出削減の数値目標を定める
その達成を実現する各国の具体的な政策・措置を定める
但し、議定書交渉は途上国に新たな義務を課すものではない

1996 年 7 月 第 2 回締約国会議 (COP2)
「法的拘束力のある排出抑制」及び「相当の」削減の目的を持った議定書
AGBM 1 ~ 8 の開催

【主要論点】

削減目標をいくりにするか
対象とするガスの種類は三種類か、六種類か。
国別に違った目標をつくるか (差異化) 一律とするか。
EU バブル (EU 一括方式) を認めるか。
排出権取引や共同実施などを導入するか。
森林などの吸収源 (シンク) をカウントするネット方式にするか。
途上国への規制への参加を求めるか。
途上国への資金援助はどんな仕組みにするか。

京都会議 (COP3) における各国の主張

	EU 案	日本案	アメリカ案
基準年	1990 年	1990 年	1990 年 (3 種は 1995 年)
目標年	2010 年	2008 年 ~ 2012 年	2008 ~ 2012 年
対象ガス	二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素	二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素	左記 3 種に加えて HFC・PFC・SF6 (代替フロン)

数量目的	一律 15%削減	基準削減率 5 % (差異化)	一律 0 %削減
柔軟化	バジェット制度 (期間 3 ~ 5 年)	バジェット制度・排出権取引共同実施	バジェット制度・排出権取引・共同実施
その他	削減率差異化を EU バブルについてだけ認める。 途上国は自主的参加。政策・措置の共通義務化	各国の GDP や 1 人あたりの排出量、人口増加率により、全ての国に差異化を求める。途上国は自主的参加	将来的な全締約国(途上国も含む) に削減義務 先進国に排出権を割り当て、国際取引を認める。

・京都議定書 (97 年 12 月 @ 京都)

1) 対象物質

CO₂、メタン、亜酸化窒素 (1990 年比) + 代替フロン類 3 種 (1995 年比)

代替フロンが入った → 排出量... アメリカ減少、日本増加

2) 削減率 (3 条 1 項)

先進国平均 5 . 2 % (2008 年—2012 年の間、1990 年対比)

先進国は対策をとらなかった場合 (BAU) と比べて約 30 % の削減

削減率の差異化 日本 6 %、米国 7 %、EU 8 %、ロシア 0 %

EU バブル承認

京都会議 (1997・12/1 ~ 12/11) における数量規制値の変遷

日程	1 日	8 日	9 日	10 日朝	11 日
時期	当初	修正	議長案	調整前	最終
日本	5 %	EU7.5% 非 EU2.5%	4.50%	5%	6 %
アメリカ	一律 0 %	2 %	5 %	6 %	7 %
EU	一律 15%	6 - 10%	8 %	7 %	8 %

- ・ EU 内で差異化
- ・ ホットエアーの問題
- ・ 何が公平なのか

3) 京都メカニズム (柔軟性プログラム)

1、排出権取引 (17 条)

国内的な行動を補完するもの「supplemental to domestic action」

2、共同実施（3条1項、6条）

（1，2ともに付属書 国間のみ）

該当する両国の承認があればプロジェクトが可能

3、クリーン開発メカニズム（CDM）（12条）

先進国・途上国間 プロジェクトベース

指定された第三者機関の認証が必要

途上国 持続可能な開発（資金・技術援助等の利益を得る）

先進国 数値目標達成のため（排出削減量を自国に利用）

4）シンク（吸収源）について（3条3項）

1990年以降の新規植林、再植林、森林減少に限定

「limited to afforestation, reforestation and deforestation since 1990」

限定ネット方式（VS グロス方式）

6）バンキング・ボローイング

1、バンキング（超過削減量の繰り越し）については、締約国からの要請に基づき、次期以降の約束期間に含めることを認める。

2、ボローイング（不足削減量の前借り）については認めない

7）発効要件（24条1項）と時期（25条）

付属書 国のCO₂排出量の少なくとも55%を占める付属書 国を含む、55ヶ国以上の締約国が批准した90日後に発効

8）合意に至らなかった点

任意を含む途上国の義務追加

先進国／途上国間の排出権取引

共通政策手段・措置

9）議定書後に詰める必要があるもの

法的拘束力（不履行の場合の措置）、排出権取引、JI、CDMの手続き、吸収源の計算方法、モニタリング

C O P 3 以降の交渉の主な経緯

COP 6 での議定書発効を目指して、COP 3 で採択された京都議定書を実施していくための細かいルール作りがされた

97 年 12 月	第 3 回締約国会議 (COP3・京都) ...京都議定書採択
98 年 6 月	第 8 回補助機関会合 (SB8・ボン)
11 月	第 4 回締約国会議 (COP4・ブエノスアイレス) 「ブエノスアイレス行動計画」の採択 ・条約履行の強化、京都議定書の早期発効の条件整備を行うため、期限付きの今後の行動計画を策定 ・途上国を考慮して、CDM を優先的に取り上げていく
99 年 5 月	第 10 回補助機関会合 (SB10) 補完性に関する EU 案が提案 (下記参照)
10 月	第 5 回締約国会議 (COP5・ボン) ・ブエノスアイレス行動計画を実施するため、議長に交渉促進に必要なあらゆる措置をとるように要請 (議論の進展を確保するため、COP6 前までに補助機関会合を 2 回、1 週間ずつ開催し、それぞれの前 1 週間に非公式会合を行うことなどを決定) →京都議定書の発行期限を 2002 年の“リオ+10”とする流れが強くなる ・決議は、COP6 までの作業計画や要請事項を示す程度
00 年 6 月	第 12 回補助機関会合 (SB12・ボン)
9 月	第 13 回補助機関会合 (SB13・リヨン)
11 月	第 6 回締約国会議 (COP6)

* SB(subsidiary bodies)...COP の 2 つの補助機関である SBSTA (科学上及び技術上の助言に関する補助機関) 及び SBI (実施に関する補助機関) から構成され、年に 2 回開催されている。(COP6 以前までは、年 1 回は COP と併せて開催)。

< 京都会議以降に残された諸課題 >

京都メカニズムを巡る論点

排出権取引の論点

- ・排出権取引は数値目標達成の国内措置に対する補完的なもの (議定書第 17 条)
= 国内で削減・抑制の努力を行い、それを補完するものが排出権取引
→どの程度までなら補完的といえるのか

EU 案...排出権の購入、売却の両面から取引の上限を設定しよう

- ・ 排出権買い手の上限値を京都メカニズム合計で下記(a)(b)の高い方
- ・ 売り手の上限値は下記(a)

(a) (基準年の排出量 × 5 + 初期割当量) ÷ 2 × 5 %

(b) (1994-2002 年のいずれかの年度における実際の排出量 ×
5 - 初期割当量) × 50 %

削減量の大半を京都メカニズムで賄おうとしているアメリカやホ
ットエアが存在する可能性の高いロシアなどは取引を大幅に制限

- ・ 取引主体は国だけなのか、企業などの参加も認めるのか...効率性の問題
(現時点は国のみ明記)(議定書第 17 条)
- ・ 市場支配力...売り手が売り惜しみをして価格を不当につり上げる、または売
り手が買い惜しみをして価格を不当につり下げるリスクとその防止策
- ・ 売り手が条約上の義務不遵守となった場合、責任はどちらが負うのか、買い
手が入手した排出権は有効か

CDM についての論点

- ・ CDM が適格かどうか...追加的な排出削減が生じるかどうかで決まる
- ・ CDM の資金は ODA を含む既存の資金に対して追加的であることが必要か
(AIJ については資金の追加性が明記され、ODA 対象にはならないが、
CDM は明記されていない)
- ・ ベースライン排出量(BAU)の正確性と単純性
投資国、ホスト国共に BAU よりも大きくみせようとする誘惑

途上国の参加問題

気候変動の悪影響または対応措置の実施による影響を受ける途上国締約国に対する
補償問題

シンク (吸収源)

- ・ 「植林、再植林及び森林減少」については対象に含む (議定書 3 条 3)
- ・ それ以外の農業用土壌、土地利用の変化及び林業部門については、今後その
取り扱いを決定する (議定書 3 条 4)

COP 6 (2000 年 11 月・ハーグ)

< 位置づけ >

- ・ 議定書には実際発効した後の各国が行うべき運用則(ガイドライン)は定められてなく、COP/moP 1 (議定書発効後に議定書締約国により行われる第 1 回会合) で決定されることになっている。
 - 発効後にどうなるかわからない議定書を前もって批准することはできない
 - 主要ルールについては、COP/moP 1 決定内容を COP 6 において先取り合意することで、批准の判断を可能にする
- ・ COP 3 で不確定要素が多かった、京都メカニズムや吸収源などの細かいルールを確定し合意する

< COP 6 の主要論点 >

二酸化炭素を吸収する森林の働きをどこまで認めるか
 排出権取引や CDM をどの程度認めるか
 森林の吸収機能や原子力発電を CDM として認めるか
 削減目標が守れなかった場合に制裁を加えるかどうか、また制裁を決定する委員会のメンバー構成
 途上国への資金援助

- * 日本の立場... 植林、再植林の吸収分以上に、もともとあった森林の吸収分(純吸収)もカウント可能にする
 京都メカニズムにおいて定量的上限を定めない
 (アメリカも同じ意見だったが、日本やアメリカが削減目標のほとんどを国外でやることを懸念する EU などが反対。「補完的」を主張)
 CDM の資金に ODA を使用しないこと
 不遵守の場合でも罰金などの強制的な結果を課すことはしない

→ 結局、温室効果ガスを削減しやすくする仕組みをめぐり、各国が対立
 決裂 (2001 年 7 月にボンで再交渉)

< なぜか ? >

理由の 1 つ...日本にとって最大の課題だった「森林吸収量」

日本の CO₂ 6 %削減の計画

メタン等	— 0 . 5 %
技術革新	— 2 . 0 %
代替フロン類	+ 2 . 0 %
排出権取引、共同実施など	— 1 . 8 %
吸収源	— 3 . 7 %

合計

— 6 . 0 %

→日本（アメリカ・カナダなども）は、森林の純吸収を主張
でないと、6 %を達成できない

これに EU などが反対

→ブロンク議長が調停案を提案

- ・ 3 条 4 項適用（森林吸収分の削減枠への参入）は基準年排出量の
3 %まで

- ・ 3 条 4 項森林管理分（植林ではなく、森林保護活動など）は 85 %
割り引く

議長調停案だと日本は吸収源について、たった 0.56 %

— 6 . 0 %は達成できない！！

他にも、議長調停案の

- ・ C D Mから原子力を除く
- ・ 京都メカニズム使用の定量的上限はなし

などの項目について、各国が対立したため

最近の動き

最も多く二酸化炭素の排出しているアメリカ（35 %）が京都議定書に途上国が参加していないことや、自国の経済の競争力の低下を理由に京都議定書の批准を拒否している。議定書の発効には、1990 年における二酸化炭素の総排出量のうち少なくとも 55 %を占める二酸化炭素を排出する付属書 国の 55 カ国以上の批准がなくてはならない（議定書第 25 条）という中で、総排出量 35 %を占めるアメリカの離脱で、早期発効はますます難しくなっている。

2001 年 7 月 16 日～27 日 第 6 回締約国会議パート 2

第 14 回補助機関会合

京都議定書を実施するためのルールを決め、早期発効を目指さなければならない

「地球温暖化の政治学」 竹中敬二 朝日新聞社 1998 年

「地球温暖化と環境外交」 田邊敏明 時事通信社 1999 年

「地球環境問題と企業」 山口光恒 岩波書店 2000 年

（財）地球産業文化研究所

全国地球温暖化防止活動推進センター（JCCCA）

環境省ホームページ（<http://www.env.go.jp>）